

チャイルドシート購入に 補助金がでます

平成12年4月より、満6歳未満の乳幼児にチャイルドシートの着用が義務づけられるのにあたり、乳幼児をもつ保護者の経済的負担を軽減することを目的として、平成12年4月よりチャイルドシート購入（平成12年4月1日以降に購入した者）に要する経費に補助金を交付します。

交付対象及び交付額等は下記のとおりです。

交付対象品

- 1．ベビーシート
- 2．チャイルドシート
- 3．一体型シート（ベビーシート・チャイルドシート）

交付対象者

年齢満6歳未満の乳幼児の保護者
（住民基本台帳に登録されている町内に住所を有する者）

交付額

- 1．ベビーシート購入経費の二分の一（補助限度額15,000円とする）
- 2．チャイルドシート購入経費の二分の一（補助限度額15,000円とする）
- 3．一体型シート購入経費の二分の一（補助限度額30,000円とする）

交付申請の方法

- ・交付申請書に領収書を添えて提出して下さい。
- ・交付申請書は役場総務課または各支所にあります。

東 洋 町